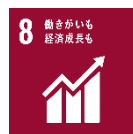


第6章 再犯防止推進計画



1. 計画の概要

(1) 策定の背景

わが国の刑法犯[※]の認知件数[※]は、平成14年にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年には戦後最少となっています。

一方で、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%と刑法犯の約半数は再犯者という状況にあります。安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人(以下「犯罪をした人等」という。)の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。そのような人々の再犯を防止するためには、国・地方公共団体、民間団体等が連携した「息の長い」支援を行っていく必要があります。

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)第4条で、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施することを責務とし、第8条で、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされています。

国において平成29年12月に第一次となる再犯防止推進計画、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画(以下「第二次計画」という。)が策定されました。第二次計画では、国・都道府県・市町村の役割が明確化され、市町村の役割は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めること、また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うこととされました。これを受けて福岡県においても、令和6年度を始期とした第二次福岡県再犯防止推進計画(以下「第二次県計画」という。)を策定し、市町村間のネットワーク構築や地域民間支援団体との連携強化、市町村を対象としたセミナー開催による犯罪をした人等に対する支援の理解促進・人材育成に取り組むこととしています。

第二次計画及び第二次県計画を踏まえて、本市における再犯の防止等に関する取組を推進するために本計画を定めるものです。

（２）計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第８条に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

また、「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」により「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」とされた、「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方」に対応した計画とします。

（３）再犯防止施策の対象

本計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第２条に規定する犯罪をした人または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった人とします。



主任児童委員、少年補導員などによるパトロール

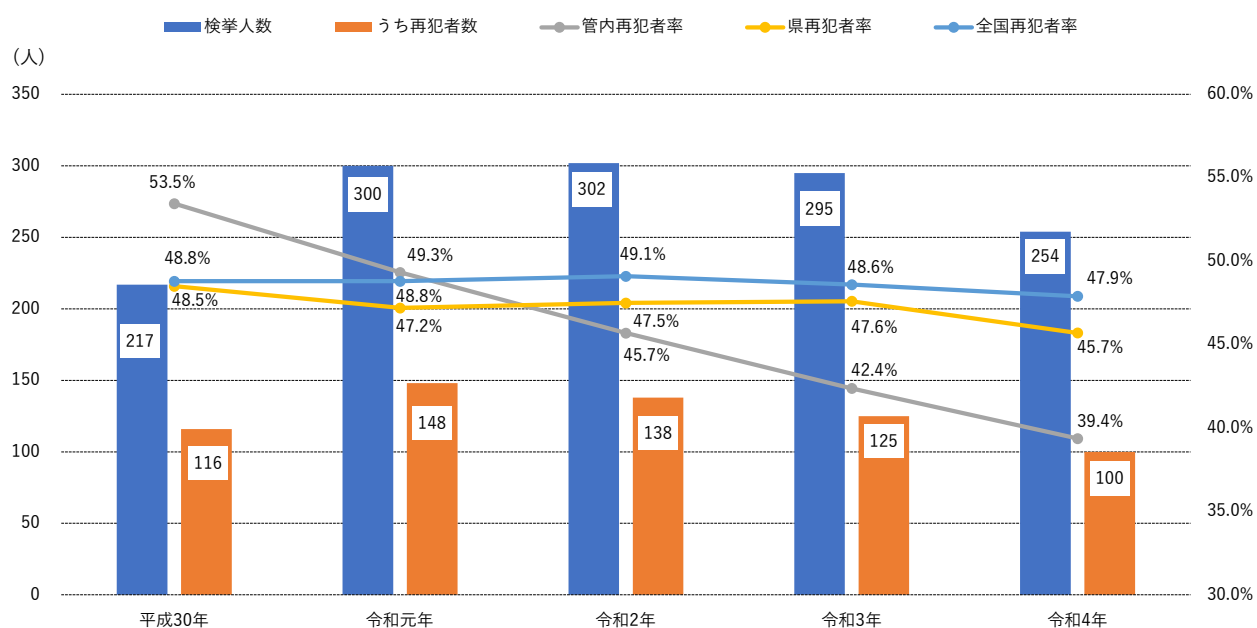
2. 現状と課題

(1) 筑紫野市を取り巻く現状

① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

福岡県筑紫野警察署管内の検挙者数、再犯者数及び再犯者率は減少傾向にあります。同署管内再犯者率は、近年、全国の再犯者率、福岡県の再犯者率を下回っています。

図表 30 刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率

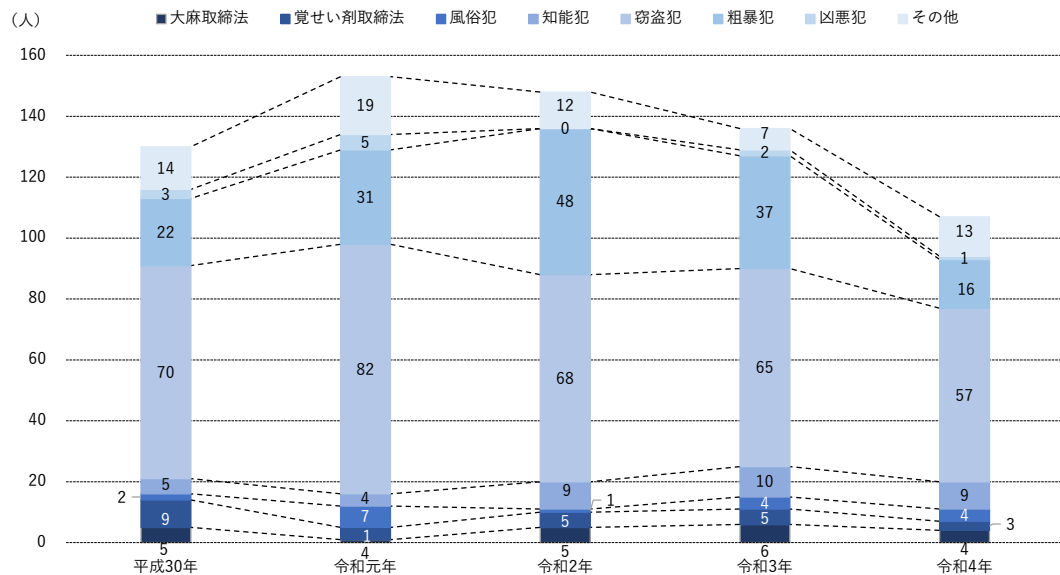


出典：法務省福岡矯正管区提供データ

②罪種別の件数

福岡県筑紫野警察署管内の再犯者を罪種別で見ると、刑法犯（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他）及び覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反のうちで最も多いのは窃盗犯、次いで粗暴犯となっています。

図表 31 再犯者のうち罪種別の件数

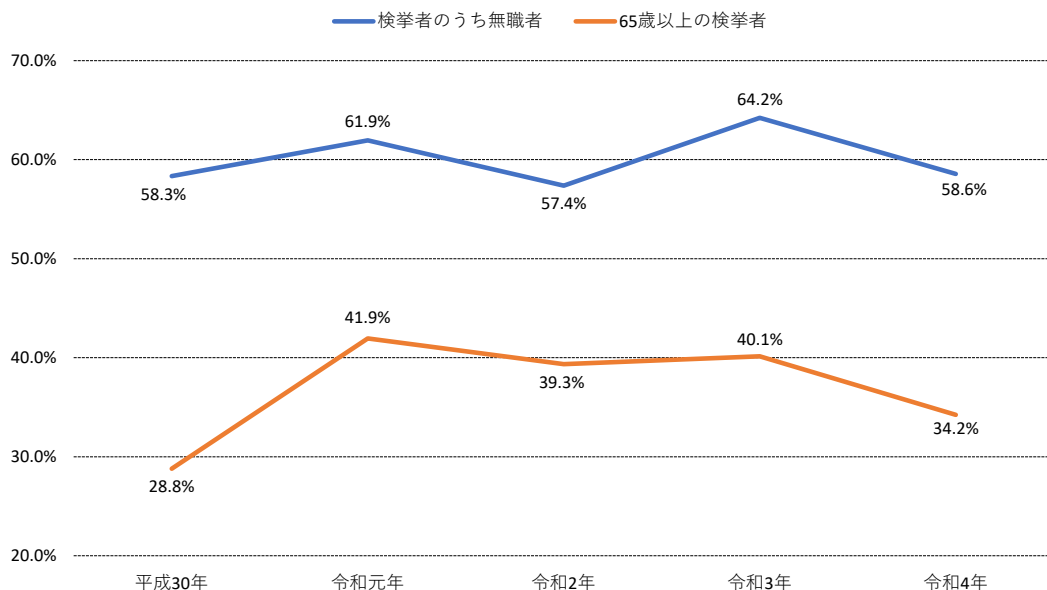


出典：法務省福岡矯正管区提供データ

③窃盗犯のうち高齢者（65歳以上）及び無職者の占める割合

福岡県警察筑紫野署管内検挙者のうち窃盗犯を見ると、半数以上が無職者であり、また同様に65歳以上が約3割～4割を占めている状況が続いています。

図表 32 窃盗犯のうち高齢者（65歳以上）及び無職者の占める割合



出典：法務省福岡矯正管区提供データ

④これまでの取組

○犯罪をした人等の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした「社会を明るくする運動※筑紫野市推進大会」が筑紫保護区保護司会筑紫野支部（以下「市保護司会」という。）により、市立中学校生徒をはじめ各関係団体の協力の下、実施されており、その他にも街頭啓発活動などが行われています。

○本市の再犯の防止に関する取組は、保護司※や多くの団体・ボランティアの活動により支えられています。

※再犯の防止に協力する団体・ボランティアとして、保護司会や更生保護施設、協力雇用主※等のほか、青少年の健全育成・非行防止に取り組む筑紫野市青少年指導員会、筑紫野市少年補導員会等があります。（以下、「団体・ボランティア」という。）

（２）再犯防止に係る課題

○福岡県筑紫野警察署管内における再犯者率は、全国及び福岡県の再犯者率を下回り、減少傾向にありますが、39.4%（令和4年）と依然として高く、再犯防止の取組への関心を喚起する必要があります。

○再犯防止の取組を支える保護司や更生保護施設、協力雇用主等といったボランティアが地域社会において十分に認知されていません。

※再犯防止に協力する民間協力者の認知度 保護司 57.4%、更生保護施設 41.1%、協力雇用主 10.3%、更生保護女性会 10.2%、BBS会 1.9%（「再犯防止対策に関する世論調査」、平成30年9月実施）

○保護司の様々な課題等に対応するため、国では持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を設置、令和6年10月に報告書を提出しています。本市においても報告書を参考に、保護司の継続的な人材確保や安全確保などの環境整備の取組が必要です。

（３）計画の基本目標

本計画は、犯罪や非行の防止、更生保護に対する市民の理解や関係機関、団体・ボランティアとの連携による取組の推進により、生きづらさを抱える犯罪をした人等の社会復帰を促進し、もって再犯を防止し、安全・安心な地域づくりを推進することを目標とします。

3. 目標達成のための施策

(1) 広報・啓発活動の推進

【施策の方向性】

犯罪や非行の防止、更生保護に対する市民の理解を深めるために、広報・啓発活動を推進します。

また、犯罪をした人等の更生について理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」について、保護司会と連携して実施するほか、「社会を明るくする運動強調月間」における推進大会の実施等、広報啓発活動を実施します。

取組の方向性	内 容
犯罪や非行の防止、更生保護に対する認知度の向上	○「社会を明るくする運動」の広報ちくしのへの記事掲載や、市ホームページなどの媒体を活用した周知・啓発 ○保護司会と連携した「社会を明るくする運動」推進大会の実施 ○再犯防止啓発月間である7月が強調月間となっている「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と連携した啓発活動の実施

(2) 関係機関との連携による支援

【施策の方向性】

非行は、家庭や学校、地域の問題が複雑に絡み合って発生することから、それぞれの緊密な連携のもと、非行防止の取組を進めます。

非行・再犯防止の取組は、保護司や多くの団体・ボランティアの活動により支えられています。犯罪をした人等が社会復帰するためには、地域社会における「息の長い支援」が必要となるため、継続した取組を行います。

取組の方向性	内 容
団体・ボランティアの活動に対する支援	○保護司会の活動に対する助成 ○市保護司会や団体・ボランティアにおける再犯防止の取組を広く理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動 ○保護司や団体・ボランティアの人材確保の支援
団体・ボランティアとの緊密な連携	○市保護司会や団体・ボランティアとの連携の強化 ○各小中学校、筑紫野市社会福祉協議会、その他関係団体（筑紫野市民生委員児童委員連合会、筑紫野市青少年育成市民会議など）との連携による取組の推進

4. 計画の推進

上記の施策について、市保護司会や団体・ボランティアと連携しながら進めるとともに、関係課と進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



保護司会による「“社会を明るくする運動”筑紫野市推進大会」